

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第42号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更します。

令和2年2月10日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
北安曇郡池田町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第43号

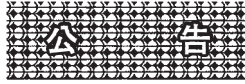
松本市岡田東土地区画整理組合理事長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和2年2月10日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類  
基準点測量
- 2 作業期間  
令和2年1月20日から令和2年6月30日まで
- 3 作業地域  
松本市

建設政策課



公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年2月10日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西友上田東店  
上田市常田3-300-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
上田蚕種株式会社  
上田市常田3-4-57
- 3 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
上田蚕種(株)	手塚 本衛	上田市常田3-4-57

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
上田蚕種(株)	宮本 奉三	上田市常田3-4-57

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	スティーブン・ヘイズ・デイカス	東京都北区赤羽2-1-1
(有)りき	等々力 哲雄	上田市常田2-16-16

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デ スクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽2-1-1

4 変更した年月日

平成31年3月15日ほか

5 届出年月日

令和元年12月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上田地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和2年2月10日から令和2年6月10日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上田地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課 創業・サービス産業振興室
----------------------------

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年2月10日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友真田店

上田市真田町本原614-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デ スクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽2-1-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1
前澤 安子	—	埴科郡坂城町大字坂城6741

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デ スクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽2-1-1
前澤 安子	—	埴科郡坂城町大字坂城6741

4 変更した年月日

平成31年3月15日

5 届出年月日

令和元年12月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上田地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和2年2月10日から令和2年6月10日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上田地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課 創業・サービス産業振興室
----------------------------

**公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年2月10日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友野沢店

佐久市野沢字1丁田315-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デ スクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽2-1-1

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1
(株)はなおか	花岡 正一	上田市中央3-8-1
ウエルシア介護サービス(株)	永田 久幸	茨城県つくば市稲荷前8-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デ スクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽2-1-1
(株)はなおか	花岡 正一	上田市中央3-8-1
ウエルシア介護サービス(株)	永田 久幸	茨城県つくば市稲荷前8-1

## 4 変更した年月日

平成31年3月15日

## 5 届出年月日

令和元年12月23日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

令和2年2月10日から令和2年6月10日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課 創業・サービス産業振興室
----------------------------

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年2月10日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

グリーンプラトウ望月店

佐久市協和字下田119-1ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

有限会社大田薬品

佐久市望月172

株式会社カコー

東京都渋谷区桜丘町4-8

## 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	スティーブン・ヘイズ・デイカス	東京都北区赤羽2-1-1
(有)大田薬品	大田 正美	佐久市望月172
(有)ヤマダ	山田 久子	塩尻市大門幸町700-1
飯島 昇一	—	上田市長瀬1636-24

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デ スクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽2-1-1

## 4 変更した年月日

平成31年3月15日ほか

## 5 届出年月日

令和元年12月23日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

令和2年2月10日から令和2年6月10日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年2月10日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友佐久相生町店

佐久市岩村田字観音堂2119-1ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

## 3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デ スクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽2-1-1

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デ スクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽2-1-1

## 4 変更した年月日

平成31年3月15日

## 5 届出年月日

令和元年12月23日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

令和2年2月10日から令和2年6月10日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課 創業・サービス産業振興室
----------------------------

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年2月10日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

小諸南ショッピングセンター

小諸市大字甲字東原田1648-7ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社コメリ

新潟県新潟市南区清水4501-1

合同会社西友

東京都北区赤羽2-1-1

## 3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)コメリ	捧 雄一郎	新潟県新潟市南区清水4501-1
(同)西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)コメリ	捧 雄一郎	新潟県新潟市南区清水4501-1
(同)西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デ スクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽2-1-1

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)コメリ	捧 雄一郎	新潟県新潟市南区清水4501-1
(同)西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1
コスモファーマシー(株)	塩之入 盾和	上田市中央2-17-5
ル・プレ(株)	塚田 弘	埴科郡坂城町大字坂城6428

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)コメリ	捧 雄一郎	新潟県新潟市南区清水4501-1
(同)西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デ スクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽2-1-1
コスモファーマシー(株)	塩之入 盾和	上田市中央2-17-5
ル・プレ(株)	塚田 弘	埴科郡坂城町大字坂城6428

- 4 変更した年月日  
平成31年3月15日
- 5 届出年月日  
令和元年12月23日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間  
令和2年2月10日から令和2年6月10日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課 創業・サービス産業振興室
----------------------------

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年2月10日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西友御代田店  
北佐久郡御代田町大字御代田字上小田井2763-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
合同会社西友  
東京都北区赤羽2-1-1
- 3 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デ スクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽2-1-1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	上垣内 猛	東京都北区赤羽2-1-1



(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(同)西友	リオネル・アルベール・ジェイ・デ スクリー・ドゥ・マレドスー	東京都北区赤羽2-1-1

## 4 変更した年月日

平成31年3月15日

## 5 届出年月日

令和元年12月23日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

令和2年2月10日から令和2年6月10日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課 創業・サービス産業振興室
----------------------------

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年2月10日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイスシア中野店

中野市大字三ツ和字樋田87ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ベイスシア

群馬県前橋市亀里町900

## 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株) ベイスシア	土屋 嘉雄	群馬県前橋市亀里町900
(有) パン屋です	内藤 由幸	長野市上松4-6-3
(株) グリーンハウスフーズ	田沼 千秋	東京都新宿区西新宿3-7-1
(株) QCコーポレーション	内山 和宣	長野市西尾張部574
(株) 蔦屋茶店	岡田 宗之	須坂市横町413-5
(株) りんごの木	丸田 研治	長野市青木島町大塚1164
(株) MSコミュニケーションズ	宮城 利行	東京都新宿区谷本村町1-1

(株)メガネスーパー	田中 由子	神奈川県小田原市本町4-2-39
(株)アストールほしの	星野 達夫	長野市南千歳1-19-2

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)ベイシア	土屋 嘉雄	群馬県前橋市亀里町900

## 4 変更した年月日

平成26年4月13日ほか

## 5 届出年月日

令和2年1月24日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県北信地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

令和2年2月10日から令和2年6月10日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県北信地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課 創業・サービス産業振興室
----------------------------

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年2月10日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシア中野店

中野市大字三ツ和字樋田87ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ベイシア

群馬県前橋市亀里町900

## 3 変更しようとする事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

	変更前	変更後
1	587台	360台
2	88台	10台
3	121台	10台
合計	796台	380台

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

## (2) 駐車場の位置及び収容台数

	変更前	変更後
1	20台	40台
2	40台	20台
合計	60台	60台

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

## (3) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)ベイシア	午前9時	午後9時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)ベイシア	午前7時	午後9時

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前	変更後
午前6時から午後5時まで	午前4時から午後10時まで

(5) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	変更前	変更後
1	午前8時30分から 午後9時30分まで	午前6時30分から 午後9時30分まで
2	午前8時30分から 午後9時30分まで	午前6時30分から 午後9時30分まで
3	午前8時30分から 午前0時00分まで	午前6時30分から 午前0時00分まで

4 変更する年月日

3(1)、(2)令和2年9月25日  
3(3)～(5)令和2年4月1日

5 届出年月日

令和2年1月24日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県北信地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和2年2月10日から令和2年6月10日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県北信地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年2月10日

長野県立信州医療センター院長 寺田 克

1 入札に付する事項

(1) 調達する役務

長野県立信州医療センター清掃業務委託

(2) 役務の特質

仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

(4) 履行場所

須坂市大字須坂1332

長野県立信州医療センター

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方独立行政法人長野県立病院機構契約事務規程(以下「契約事務規程」という。)第4条第1項に定める当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 契約事務規程第4条第3項及び第4項各号の規定により競争入札に参加させないとされた者でないこと。

(3) 契約の履行に当たり、(2)に掲げる者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(4) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約(建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。)に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成30年長野県告示第588号)のその他の契約の等級区分がAに格付けされている者であること。

(5) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(6) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(7) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15に掲げる基準に適合している者であり、一般財団法人医療関連サービス振興会が定めた医療関連サービスマーク制度における「院内清掃」の認定を受けている者であること。

(8) 長野県内に、本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。なお、委託業務を単体で遂行できる者とし、再委託及び共同企業体等による応札は認めない。

(9) 過去5年以内に、300床以上の病院において同種の業務を確実に履行した実績がある者であること。

(10) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

須坂市大字須坂1332(郵便番号 382-8577)

長野県立信州医療センター 事務部経営企画課契約・資産管理係

電話 026(246)5511

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年3月23日(月)午前10時00分

イ 場所 長野県立信州医療センター 北棟4階講堂

(3) 郵送による入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和2年3月11日(水)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

地方独立行政法人長野県立病院機構会計規程(以下「会計規

程」という。)第44条第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、契約事務規程第7条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は契約事務規程第8条第1項各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

会計規程第45条第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、契約事務規程第7条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は契約事務規程第31条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

契約事務規程第11条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この契約を締結した後、当該契約に係る法人の予算が承認されなかった場合、この契約が解除されることがあります。これにより、落札者に損害が生じたときは、落札者はその賠償を請求することができます。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

6 Summary

(1) Nature of the service to be purchased:

Commissioned cleaning service for the Nagano Prefectural Shinshu Medical Center buildings

(2) Contract duration:

From April 1, 2020 until March 31, 2023

(3) Place where the service takes place:

Nagano Prefectural Shinshu Medical Center  
Address: 1332 Oaza-Suzaka, Suzaka City, Nagano Prefecture

(4) Contact point for the tender information;

Agreement and Asset Management Section, Corporate Planning Division,  
Management Department, Nagano Prefectural Shinshu Medical Center

1332 Oaza-Suzaka, Suzaka City, Nagano Prefecture  
TEL +81-26-246-5511 (Japanese only)

(5) Time and place for the tender:

Time: 10:00 AM, Monday, March 23, 2020

Place: Auditorium, Fourth Floor, North Building,  
Nagano Prefectural Shinshu Medical Center

(6) Time limit and delivery place for the tender by mail:

Tenders will not be accepted by mail.

健康福祉政策課